



**新執行部の  
役職名・氏名**  
(本部長は1面で紹介)



**高橋 宗浩**  
副本部長  
広報委員長  
(京都)



**保田 満範**  
専務理事  
総務統括  
(産経)



**堀部 一正**  
専務理事  
総務・事業担当委員長  
(朝日)



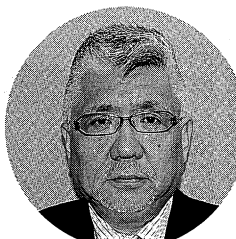
**水谷 和郎**  
専務理事  
総務・組織担当委員長  
(毎日)



**小西 康弘**  
専務理事  
折込委員長  
(読売)



**山田 秀基**  
専務理事  
販売法制・法規  
公正販売担当委員長  
(神戸)



**大塚 玲**  
専務理事  
販売法制  
労働環境担当委員長  
(日経)



**越智 真吾**  
会計理事  
(毎日)



**田中 一広**  
会計理事  
(神戸)

**今こそ協力体制構築を**

**日販協会長 近畿にエール**

日販協近畿地区本部の皆様、平素は日販協の活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。また、貴地区本部は、献血、すべ教など地域貢献活動に熱心に取り組まれ、感謝しております。

現在、日本は出口の見えない、新型コロナウイルスとの闘いの中にいます。東京オリンピックは

来年に延期されました。緊急事態宣言のもとで各学校は休校となり、外出自粛や商業施設の休業要請が出されました。日販協の理事会や政治連盟の総会も延期や中止を余儀なくされています。このような状況の中、

貴地区本部の通常総会を「中止」と判断された執行部の方々のご決断に改めて敬意を表します。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中で、「いのちと暮らし」「安全と経済」について考える時間が増えています。

感染を抑え込むため、どうしても経済は犠牲を強いられます。国民が今、知りたいことは今後の暮らしがどうなるのか、どこまで政府や自治体の支援を受けられるのか、そしてこの危機をどう乗り越えて、い

つ元の生活に戻ることが出来るのか。「いつまで耐えるのか」、不安を抱えたまま、いのちと生活を守るための訓練はまだ続くこととなります。

そんな中、新型コロナウイルスを巡る有害アマの拡散が深刻になってきています。特にSNSでの急速な広がりや歯止めがかけられずにいます。このような状況下では事実を正確に伝えることが最も重要です。

多種多様な分野の人たちが幾重にも校閲を繰り返した、信頼できる情報

を讀者へお届けすることを我々新聞販売店の使命です。我々の前には大きく険しい試練が立ちますが、精神的にも経営的にも苦しい時ですが、互いに励まし合い、力を合わせて戸別配達網を守っていかねばなりません。

2020年5月吉日  
日本新聞販売協会  
会長 本橋 常彦

**セーフティネット保証4号・5号**

**セーフティネット保証とは？**

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号  
幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。  
※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号  
特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。  
※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

- ※4号の対象地域及び5号の対象業種は？**
- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
  - ◆ SN 5号：4月8日に151業種を追加指定。これにより、738業種が対象となります。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

- ※ご利用手続の流れ（4号・5号）**
- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
  - ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。  
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

**新聞小売業**

**「セーフティネット保証5号」に指定**

**日販協が経産省に申請**

政府はこのほど、経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象にした資金繰り支援制度「セーフティネット保証5号」の指定業種に新聞小売業を追加した。同制度は最近3カ月の売上高が前年同期比5%以上減収した中小企業の借入債務の80%を信用保証協会が保証するシステム。新型コロナウイルスの影響などで、ホテルや企業などの新聞購読中止が相次ぎ、新聞販売店の売り上げが急激に落ち込んでいることから、日販協が経済産業省を通じて同制度の指定業種に新聞小売業を加えるよう働きかけていた。

法人の場合は登記上の住所または事業主体のある事業所の所在地、個人事業主は事業実態のある事業所所在地の市町村または特別区の商工担当課窓口にて認定申請書2通を提出（その事実がある書面があれば添付）し、認定を受ける。そのうえで希望の金融機関または所在地の信用保証協会に保証付き融資を申し込む。